（前のページより続き）
平成二十五年度財務専門官採用試験公告（同）　二五
平成二十五年度国税専門官採用試験公告（同）　二六
平成二十五年度食品衛生監視員採用試験公告（同）　二七
平成二十五年度労働基準監督官採用試験公告（同）　二九
平成二十五年度航空管制官採用試験公告（同）　三〇
平成二十五年度海上保安学校学生採用試験（特別）公告（同）　三一
平成二十五年度司法書士試験に関する公告（法務省）　三三
平成二十五年度簡裁訴訟代理等能力認定考査に関する公告（同）　三四
平成二十五年度検察官特別考試の施行（検察官・公証人特別任用等審査会）　三四
平成二十五年司法試験予備試験の試験場（司法試験委員会）　三五
平成二十五年度外務省専門職員採用試験公告（外務省）　三五
水先人試験の施行（国土交通省）　三五
平成二十五年建築基準適合判定資格者検定の施行について（同）　三六
平成二十五年度裁判所職員採用総合職試験公告（最高裁判所）　三六
平成二十五年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）公告（同）　三八
平成二十五年度裁判所書記官等試験委員会臨時委員（同）　三九
平成二十五年度家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員（同）　四〇
平成二十五年度裁判所職員採用総合職試験及び平成二十五年度裁判所職員採用一般職試験（大卒程度試験）の受験資格の認定について（同）　四一

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係

特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人等（宇宙航空研究開発機構・農業・食品産業技術総合研究機構）、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社工事一部完了、中日本高速道路株式会社工事完了、プログラムの著作物に係る登録、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、企業年金基金変更関係

地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係

会社その他

会社決算公告

府　令

○内閣府令第十六号

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十一条の規定に基づき、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第三号中「企業用財産」を「森林経営用財産」に、「かかる」を「係る」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第十七号

人事統計報告に関する政令（昭和四十一年政令第十二号）第三条の規定に基づき、人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

人事統計報告に関する内閣府令（昭和四十一年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「二月以内の期間を定めて雇用される常勤職員」を「国の一般会計又は特別会計（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十三条に定める会計をいう。以下同じ。）の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される職員」に、「財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十三条に定める会計」を「国の一般会計又は特別会計」に改める。

第四条及び第六条中「二月以内の期間を定めて雇用される常勤職員」を「国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される職員」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第十八号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十一条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第一号中「第二十条第六項」を「第二十一条第六項」に改める。

第二十二条第二十一号中「第二条第二項第三十三号」を「第二条第二項第三十六号」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第二十三条第二号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第二十九条第六項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「第二条第二項第三十三号」を「第二条第二項第三十六号」に、「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第三十条第一項中「九人以内」を「八人以内」に改める。

第三十三条第一項中「四人以内」を「三人以内」に改める。

第三十七条第五号中「土地の」の下に「農業上の」を、「関すること」の下に「（農政課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第四十一条第十一号中「関すること」の下に「（農政課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第四十三条の見出し及び同条第一項中「農業協同組合検査官」を「検査官」に改め、同条第三項中「農業協同組合検査官」を「検査官」に、「及び沖縄県農業信用基金協会」を「、沖縄県農業信用基金協会、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会、中央卸売市場を開設する者及び中央卸売市場において卸売の業務を行う者」に改める。